

番 号 : 130859

国 名 : マラウイ

担当部署 : 農村開発部乾燥畑作地帯第一課

案件名 : 中規模灌漑開発プロジェクト (灌漑政策モニタリング評価システム)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 灌漑政策モニタリング評価システム
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2013年10月上旬から2013年12月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 2.00M/M、合計 2.40M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	60日	3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数 : 正1部、写1部
- (3) 提出期限 : 9月11日(12時まで)
- (4) 提出場所 : 調達部受付 (JICA本部1F)

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針 :
 - ①業務方針の的確性 6点
 - ②業務方法の整合性、現実性等 12点
 - ③当該業務実施上のバックアップ体制 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務^注の経験 40点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	灌漑及びデータベース作成に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 :
黄熱 : 入国に際してイエローカード (黄熱病予防接種証明書) が必要です。

6. 業務の背景

マラウイは、UNDPの「人間開発報告書2012」における人間開発指数値が186ヶ国中170番目に位置する等、世界で最も貧しく生活環境の厳しい国の一つである。農業はマラウイの国内総生産(GDP)の38%、総輸出額の80%を占める基幹産業であるが、農業生産者の大多数を占める小規模農家の多くは天水農業に依存し、干ばつや洪水等の突発的な自然災害に対して脆弱である。国家の食糧安全保障や商業的農業の振興のためには灌漑農業の導入が必要不可欠であり、マラウイにおける中期国家開発計画である「Malawi Growth and development Strategy: MGDS」等の国家計画や農業政策において、灌漑開発は常に優先課題に掲げられている。

このような背景の下、2000年6月にマラウイ政府は国家の灌漑開発に係る基本政策・戦略として

「National Irrigation Policy and Development Strategy」(NIPDS)を策定した。しかし、灌漑分野の主管官庁である水開発灌漑省灌漑局は、事業のモニタリング評価体制が未整備であり、また、関係者の能力が不足しているため、国内各地の既存灌漑施設や新規の灌漑開発事業に係る基本情報やデータを正確に収集・管理することができていない。さらに、マラウイの灌漑開発事業に関わる関連機関(マラウイ農業・食糧安全保障省、水開発灌漑省、ドナー及びNGO等)間の調整や協調が十分に行われていないため、MGDSを含む各種の関連政策においてNIPDSと十分に整合しない開発方針や目標値などが示されており、現実のマラウイ国内の灌漑開発事業は統一的な方針のもとで戦略的に進められているとは言いがたい状況にある。

これらの課題に対処し、一貫した政策・戦略のもとで灌漑開発事業を推進していくためには、灌漑開発分野におけるモニタリング評価体制の強化や関係機関との十分な調整を図るとともに、行政体制や開発方針の変化に対応させてNIPDSを改定する必要がある。

このためJICAは、2008年度から2012年度にかけて、(1)灌漑開発事業に関する政府のモニタリング評価体制の強化、(2)関係省庁、ドナー、NGO等灌漑開発分野の関連機関の調整及び(3)NIPDSの改定、の実現にむけた灌漑局の取り組みを支援することを目的として「灌漑政策モニタリング評価」の個別専門家を派遣した。当該個別専門家が作成を支援したNIPDS改定版は、2011年7月に閣議決定されている。また、灌漑モニタリング評価の一部としての「モニタリング評価ガイドライン(案)」と灌漑事業のモニタリング評価に資するデータベース(以下、灌漑事業データベース)が策定された。

個別専門家の派遣は2012年度をもって終了したが、関連する技術プロジェクト「中規模灌漑開発プロジェクト」(2011年6月ー2014年5月)が、灌漑施設の新規開発・改修を通して灌漑建設事業のモニタリング評価体制の強化、灌漑技師の能力強化、農業普及員の組織強化の支援能力の向上を目的に実施されている。本プロジェクトにおいては、現在「チーフアドバイザー/モニタリング評価」、「灌漑施設/水管理」、「業務調整/普及」の3人の専門家が灌漑局及びボランティア灌漑サービス事務所に派遣されている。

なお、本プロジェクトは既述の個別専門家と連携して、灌漑事業データベースの構築・運用を通じたモニタリング評価システムの改善、モニタリング評価システムの適切な運営に向けた準備への支援を行った。本業務では、2013年度以降に灌漑局により修正・改善されてきた灌漑事業データベースの仕様、指標及びその定義を踏まえた灌漑事業データベースの改善に資する支援をカウンターパート(C/P)機関である水開発灌漑省灌漑局に対して行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務は、本プロジェクトに派遣されている他専門家及びC/Pと協働で、既に作成されているデータベースやその指標等について、内容、課題を整理し、我が国類似案件での経験・教訓、及びC/Pとの意見交換を踏まえ、より現地の実態に即した形式に改善するための支援を行うことを目的としています。

具体的な業務内容は以下のとおりです。

(1) 国内準備期間 (2013年10月上旬)

- ①マラウイ政府の灌漑開発政策に係る各種文書、既存の各種報告書や2012年度までに派遣された専門家の報告書等をレビューし、内容の分析・把握を行う。
- ②JICA農村開発部との打合せ等を通じて、本業務実施に必要な情報を収集・整理し、状況を把握する。
- ③現地業務工程を含むワークプラン(英文)を作成し、JICA農村開発部に提出し、説明する。

(2) 現地派遣期間 (2013年10月中旬～2013年12月上旬)

- ①現地業務開始時に、ワークプランをプロジェクトの長期専門家、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に提出、説明し、内容を確認する。
- ②2012年度までに作成された灌漑事業データベース、当該データベースのユーザーズマニュアル及びメンテナンスマニュアルについて、以下のプロセスにより、2013年度以降にC/P機関が取りまとめた灌漑事業データベースの仕様、指標等の修正案を踏まえた改定・更新を支援する。
 - ア) 灌漑事業データベースの運用・管理を担うワーキンググループ(既設)に対して、OJT

による指導(メンテナンス・トラブルシューティング)を行う。

イ) 灌漑事業データベースの利用・活用に関して、プロジェクト対象のボランティア灌漑サービス事務所、マッチング灌漑サービス事務所及びこれらの事務所管内の11県等の灌漑事業データベース関係者に対するモニタリング評価に係る総括的な研修会(1回:約40名)において、説明・指導を行う。

ウ) 灌漑事業データベースで収集されたデータの整理・分析する。

エ) 灌漑事業データベースで収集されたデータの情報共有やより高度な分析を主目的とするデータベースシステムへの提供方法について、マラウイの関係機関及び他ドナーとの協議・意見交換を通じて確認し、データ提供のための仕様及び手法を開発する。なお、当該データベースシステムは他ドナーが関連の支援を計画している。

- ③マラウイの灌漑事業に係る政策・実施体制等の確認・分析を通じて、モニタリング評価の面での現状・課題をまとめる。
- ④灌漑事業データベースで収集分析されたデータの活用方法についてC/Pと協議を行い、必要なモニタリング評価の体制強化について助言する。
- ⑤現地業務完了時に、業務内容、成果及び提言をとりまとめた現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAマラウイ事務所に対して説明の上、提出する。

(3) 帰国後整理期間(2013年12月中旬)

- ①専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA農村開発部へ提出、報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部: C/P機関、プロジェクトチーム、JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部/和文3部: プロジェクトチーム、JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部)
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文4部: C/P機関、プロジェクトチーム、JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部)
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文3部: プロジェクトチーム、JICAマラウイ事務所、JICA農村開発部)
記載項目は以下のとおり。
 - ①業務の具体的内容
 - ②業務の達成状況
 - ③業務実施上遭遇した課題とその対処
 - ④プロジェクト実施上での残された課題(各種研修教材の作成にかかわるもの)
 - ⑤その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。
航空経路は、成田⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒香港⇒成田を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は2013年10月中旬～12月上旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・ チーフアドバイザー/モニタリング評価（長期派遣専門家）
- ・ 灌漑施設/水管理（長期派遣専門家）
- ・ 業務調整/普及（長期派遣専門家）

③便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（リロングウェ市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

C/P機関と調整の上、執務スペースを提供します。ネット環境は整備されています。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を当機構農村開発部乾燥畑作地帯第一課（TEL:03-5226-8429）にて配布します。

- ・ 灌漑事業データベース(エクセルで作成されているもの。データは一部記入済)
- ・ 灌漑事業データベースユーザーズマニュアル(案)
- ・ 灌漑事業データベースメンテナンスマニュアル(案)
- ・ 中間レビュー報告書(案)

②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・ プロジェクト概要 (<http://www.jica.go.jp/oda/project/1000597/index.html>)
- ・ プロジェクト基本情報(ナレッジサイトトップ>プロジェクト情報>スキーム別&国別一覧>プロジェクト基本情報)

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本案件従事にあたっては、データベース改訂のためのIT知識と、農業（特に灌漑分野）に対する深い知見が求められます。

③マラウイ国内での作業においては、機構の安全管理措置を遵守するとともに、機構総務部安全管理室、事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じてください。

以上